

日本ラテンアメリカ学会会 報



AJEL 2015年3月31日

AJEL

No.116

- 1. 理事会報告
- 2. 会則および理事選挙規則の改正について
- 3. 第36回定期大会の開催案内
- 4. 研究部会報告
- 5. 研究部会開催案内
- 6. 寄稿:「第 12 回中米歴史会議参加報告」
- 7. 学術・国際交流
- 8. FIEALC 釜山大会について
- 9. 次回年報(第36号)への投稿締切期日について
- 10. 学会ニュース配信登録のお願い
- 11. 事務局から

1. 理事会報告

○第 146 回理事会議事録

日 時:2015年2月15日(日)13:30~

18:15

場 所:上智大学四谷キャンパス2号館8階

2-815-b 会議室

出席者:大串(理事長)、字佐見、久野、小

池、後藤、近田、谷、幡谷(書記)、

林、宮地、安原

欠席者:村上

〈報告事項〉

- 1. 2014年12月のメール審議について
- (1) 大串理事長より、2014年12月に行わ

れた理事会のメール審議で決定された 内容について報告があり、以下の通り確 認した。

- 1) パネル報告者の大会ペーパー提出義務について
 - 9月の理事会では、パネルの報告者 を区別して議論しなかったが、パネ ルの報告についても、他のセッショ ンの報告と同様にペーパー提出義務 があるという理事会の意思を確認 した。
- 2) 非会員の大会ペーパー提出について 非会員のペーパー提出については、9 月の理事会決定では大会実行委員会 の判断にゆだねることとされ、実質 的な判断は各セッションの責任者が 行なうことを想定していたが、より 誤解の余地が少ない表現として、「シ ンポジウムや招待講演における非会 員からのペーパー提出を義務とする かどうか、またそのペーパーを学会 ウェブサイトに掲載するかどうかに ついては、当該セッションを組織す る責任者の意見に基づき、大会実行 委員会が判断するものとする。」
- 3) 大会報告の追加募集について 大会発表の申し込み数が足りない場 合に適切な方法で追加募集を行うこ とを、1月5日の締切の前に事前に 承認した。

2. 会報について

(1) 宇佐見理事より、会報第 115 号を 11 月 28 日付けで刊行したことが報告された。 今号から、ナンバリングを以下のように統一することとした。

節: MS 明朝 14 ポイント (全角)

- 1. MS 明朝 10.5 ポイント (半角)
- (1) MS 明朝 10.5 ポイント (半角)
- (2) 会報で紹介する新刊書の選書はこれまでどおり基本的に会報担当理事の裁量に委ねられることが確認された。
- 3. 地域研究部会
- (1) 谷理事より、12月20日に予定していた東日本部会は報告申し込みがなかったために中止とし、春の部会は3月28日(土)に開催を予定している旨の報告があった。
- (2) 小池理事より、中部部会を12月13日 (土) に名古屋大学にて開催し、報告者 2名、出席者7名であった旨、また春 の部会は4月5日(日)に愛知県立大 学名古屋サテライトキャンパスで予定 している旨の報告があった。
- (3) 西日本部会については担当の村上理事が欠席のため、代わって大串理事長が以下の通り報告した。12月の部会は12月20日(土)に同志社大学烏丸キャンパスにて、同志社大学人文科学研究所研究会「ラテンアメリカにおける国際労働移動の比較研究」と合同で、パネル形式にて開催された。参加者は3名の発表者を含め計16名であった。次回は4月18日(土)に京都大学稲盛財団記念館で開催を予定している。

4. 会計

近田理事より、今年度の収支明細について報告があった。また、遅野井元理 事長の名義になっていた定期預金の口 座を「会計担当理事 近田亮平」に変 更したことが報告された。

5. 事務局報告

宮地理事より、韓国釜山外国語大学キム・ヨンチェル教授より、FIEALC釜山大会の案内が大串理事長あて届いたことが報告され、同大会についてウェブ担当の後藤理事より広報することが決定された。

6. 学術交流

幡谷理事より、11月1日(土)にアジア経済研究所においてJCAS(地域研究コンソーシアム)年次大会が、11月29日(土)に上智大学においてJCASA(地域研究学会連絡協議会)の年次集会が開催され、ともに幡谷理事が出席したことの報告があった。

- 7. ウェブサイト、メール配信の学会 ニュース関係 後藤理事より、ウェブサイトの多言語 化と過去の年報論文の電子化について 進捗状況の報告があった。
- 8. 第36回定期大会について 幡谷理事より、報告の追加募集を行い、 現在パネル5、個別報告29件が承認され、これに招待講演とシンポジウムを 加えるプログラムが決定している旨の 報告があった。
- 9. 年報第35号について
- (1) 久野理事より以下の通り報告があった。 1ヶ月の追加募集を行った結果、当初 応募した3本に加えて12本の追加応募 があり、計15点となった。第一次査読 を年末に締め切り、現在計7本が第二 次査読にかかっている。昨年の大会招 聘講演の原稿はすでに入稿済みである。
- (2) 次回の大会記念講演については、原稿をもらえるかどうかを大会実行委員会に確認し、次号担当の林理事へつなげることが確認された。また第36号については、締切を若干早めて9月24日締め切りとし、次の会報に囲み記事でそ

のことを周知することが決定された。

<審議事項>

1. 入退会の承認

入会希望11名、退会希望2名について 審議し、河原裕子、相田豊、大木雅志、 青木アンヘリカ、福海さやか、田中理 恵子、坂井正人、窪田暁の各氏8名の 入会と、高橋都彦、藤本啓子両会員の 退会が承認された(高橋会員は2014年 度末、藤本会員は2013年度末の退会)。 入会希望者のうち3名は、すでに存在 しない制度である準会員としての入会 を希望していたため、正会員として入 会する意思があるかどうかを本人に確 認することとした。

2. 会報

安原理事より、第116号 (2015年3月31日刊行予定)の企画について提案があり、審議の結果承認された。また、原稿の締切は2月20日であることが確認された。

- 3. 定期大会について
- (1) 幡谷理事より、2015年度定期大会にコロンビアから上智大学が招聘予定のパネル参加者の宿泊費を1泊分10,800円学会予算から負担することの提案があった。この参加者については、当初記念講演者を想定して狐崎大会実行委員長と協議した経緯もあり、同パネルを大会実行委員会企画特別パネルと位置づけることを前提として宿泊費の一部負担が承認された。
- (2) 2016年度の定期大会を京都外国語大学で開催するという立岩礼子会員からの提案につき、これを正式に受諾することを決定した。
- 4. 学会事務委託先の選定について 近田理事から、候補に残っている3社 の見積もりと委託内容について配付資

料をもとに説明があった。審議の結果、 事務委託先の候補として3社のうちの 1社を選定し、契約に向けて細部の交 渉を行うことになった。委託を予定す る業務は会員管理、会報・年報の印刷 製本と発送、資料保管、選挙関連業務 であり、選挙はウェブ選挙方式を基本 とすることが決定された。大会関連業 務は当面委託せず、またウェブ管理運 営作業については今回の契約内容には 含めないものの、別途追加委託があり うるものとされた。ウェブ選挙につい ては、総会に提出する事業計画に含め るとともに、ウェブ選挙を希望しない 会員には紙ベースでの対応も可能であ ることを説明することになった。会報・ 年報の PDF 化作業委託の可能性も含 め、今後近田 (会計担当)、宮地 (事務 局)、後藤(ウェブ担当)の3理事が 中心となって契約候補業者と細部を詰 めることになり、契約の細部について は理事長に一任された。また、事務委 託内容が固まったらその内容に沿って 2015年度予算計画を作成し、大会で承 認をとる必要があることが確認された。

- 5. 会則と理事選挙規則の改訂案の周知方法について
- (1) 大串理事長より、次回総会で予定している会則と理事選挙規則改訂に関して、内容を周知する方法について問題提起があった。審議の結果、会報に詳細を掲載し、大会プログラムには簡単な告知記事を同封することが決定された。また総会では、会報に載せた詳細な説明と新旧対照表を再度資料として配付することが決定された。
- (2) 会則および理事選挙規則の改正のポイントを説明した会報用の文章について、持ち帰って検討し、修正の意見があればそれを寄せてほしい旨、大串理事長

から要請があった(次節参照)。

- 6. 学会ニュース登録の呼びかけについて 大串理事長より、今回の定期大会の追 加募集ではメール配信の学会ニュース と学会ウェブサイトのみの広報になり、 葉書を使わなかったが、今後もそうい う事態がありうることに鑑み、会報に 学会ニュースへの登録を呼びかける文 章を掲載すること、またその上で、今 後は追加募集のような事柄については 学会ニュースとウェブサイトのみに よって告知を行うことが提案され、こ れが承認された。大串理事長より、学 会ニュースへの登録を呼びかける会報 掲載用の文章について、持ち帰って検 討し、意見があれば寄せてほしい旨の 要請があった。
- 7. 年報の電子化発注について 後藤理事より説明があり、見積書 2 点 を検討したが、近く契約する事務委託 先に年報電子化業務を委託する可能性 もあるので、発注を次期会計年度に持 ち越すこととされた。
- 8. クラウドの有料契約転換について 後藤理事より、現状では Dropbox の 無料利用の容量 (2GB) で不足がなく、 また有料化によって必ずしもセキュリ ティが増すわけではないという説明が あり、審議の結果、現状のままとする こととなった。
- 9. 学会ウェブサイトの紹介文(欧文)の 更新について 後藤理事より提案があり、学会ウェブ サイトにおける学会紹介文の内容を、 まずは日本語から精査することとなり、 次回理事会までに後藤理事が原案を作 成することとされた。
- 10. マニュアルの整備について 大串理事長より、各理事の職務の内容 と注意すべき点を記したマニュアルを

整備するとともに、その職務に関連する理事会決定があった場合には直ちにその内容とそれが決定された理事会の年月を記録すること、最終的には今期理事会の任期が終わるまでにマニュアルを完成させ、最後の理事会までに全員にメール配信の学会ニュースとして流すことが提案され、審議の結果、これが承認された。

11. 名簿刊行の時期について

大串理事長より、本学会の名簿を3年ごとの刊行とすると、次の名簿刊行が2016年であり、理事会交替年になってしまうことについて問題提起があった。近田理事より、事務委託先として検討している業者に会員管理を委託すると、ウェブにおける検索で名簿の機能を果たせるとの説明があり、今後、近田・宮地両理事が当該業者のオンライン検索機能をさらに精査することになった。また、オンライン検索に移行する場合には、専門分野の名称を定型化する必要があることが確認された。

12. 諸団体に対する推薦の手続きと基準について

大串理事長より、大学評価・学位授与 機構、学振等の諸団体から推薦の依頼 があった場合の手続きの選択肢につい て諮られ、審議の結果、基本的に理事 長一任とし、内容において理事長単独 での判断が難しい場合には適宜メール 審議に付すこととなった。推薦の際に 考慮すべき基準も特にあらかじめ定め ないことになった。

13. その他

次回の理事会は定期大会の5月30日 (土)11:30開始、ただし理事会の開始を少し早めることもあり得ることが確認された。

2. 会則および理事選挙規則の改正 について

理事長:大串和雄

2015 年度の総会において、会則と理事選挙規則の改正を提案します。以下に、改正のポイントとその理由を説明します。後掲の新旧対照表もご参照ください。

改正のポイントは大きく分けて2つあり ます。1つは、1980年の設立以来35年を経 て会員数が増加した本学会の現状に合わせ て、理事会の機能を強化することです。会 員数の増加と学会の発展とともに、理事会 の業務は増加しました。現在の理事は12名 ですが、1人の理事が2つの職務を担当す るなど、理事にかかる負担が増大しており、 個々の理事の努力では限界に来ています (会則上の理事の定員は15名ですが、理事 選挙規則の規定によって実際の理事は12 ~14名に制限されています)。そこで、改正 案では理事の総数を若干名増員することに しています。また、これまでは理事選挙の 結果だけで理事を選出していましたが、こ の方式ですと学問分野や専門地域などの点 で理事会の構成にアンバランスが生じる傾 向があります。また、大会開催校の代表が 理事会に出席していないために意思の疎通 が困難であることが以前から大きな問題に なってきました。これらの問題に対処する ため、理事選挙の当選人によって構成され る「次期理事長・理事選考委員会」を設置 し、そこで理事総数の4分の1の理事を選 出できるようにします。規則には明示して おりませんが、定期大会開催校の実行責任 者を「次期理事長・理事選考委員会」で理 事に選出することが想定されています。ま た、理事長はこれまで総会の後の新理事会 において互選で決めていましたが、定期大 会よりも前に「次期理事長・理事選考委員 会」が理事長候補者を決めて総会に提案し、 総会の承認を得るようにします。

第2の改正のポイントは、シニア会員制 度の導入に伴う会則の手直しです。すでに 2014年度の総会において、シニア会員制度 の導入に伴って生じた会則の不備を補う改 正をお認めいただきました。しかしその後、 現行の会則でなお不十分な点が発見されま した。具体的には、総会の定足数と議決権 に関わる規定です。現行規定では定足数の 計算に正会員のみが含まれ、また誰が議決 権を持つのかが明確にされていません。シ ニア会員制度導入の際には、会費以外の点 でシニア会員と正会員とは同等であること が前提とされておりました。その趣旨に鑑 み、総会の議決権を有する者と定足数の計 算にシニア会員が含まれることを明確にし ました。

その他にも、若干の文言の修正を施した 箇所があります。

以下に、改正のポイントをより詳しく箇 条書きで記します。

- 1. 理事の定員を 15 名以内から 20 名以内 に増員します。
- 2. 理事選挙による15名の当選者によって「次期理事長・理事選考委員会」を構成し、「次期理事長・理事選考委員会」が理事長候補を互選するとともに、理事選挙によらない理事5名を選出することとします。
- 3. 選挙を経ないで選出される理事および 理事長の正統性確保のため、理事長・ 理事の就任は総会の承認を要するもの とします。
- 4. 「理事選挙規則」は、その内容に合わせて名称を「理事長・理事選出規則」と 改めます。
- 5. 「理事長·理事選出規則」第4条の2を 「次期理事長・理事選考委員会」とし、 同委員会について規則を定めます。

- 6. 理事に欠員が生じた場合、現行規則の 原則を維持し、選挙で選出された理事 は選挙での繰り上げ当選とし、「次期理 事長・理事選考委員会」で選出された 理事は理事会で補充することとします (理事長・理事選出規則第4条の3)。
- 7. 理事選挙で東日本・中部日本・西日本の各ブロックから最低1名の当選者が出なかった場合の扱いについて、現行の理事選挙規則の第4条第5項では、理事選挙得票上位12名の当選者に東日本・中部日本・西日本の各ブロックから最低1名が含まれない場合、当選者が出なかったブロックの得票最上位の者を追加で当選者としてきました。しかしこの方式では、「次期理事長・理事選考委員会」で選出する理事の数が不定数になるという不都合が生じます。そのため改正案では、「次期理事長・理
- 事選考委員会」が選出する5名の中に、 当選者が出なかったブロックの会員を 必ず含めるように規定します。その際、 「理事選挙の結果を参考にしつつ」理事 を選出するように定めています。
- 8. 総会の定足数の計算にシニア会員が含まれるようにする点と、シニア会員に総会の議決権を付与する(実質的には議決権を「維持する」)点について、会則の第19条と第21条の改正、および第19条の2(総会の議決権)の新設で対処します。

会則・規則の改正には総会の議決が必要であり、総会は定足数を満たしていることが必要です。総会においでになれない方は、 <u>委任状を提出してくださるようにお願いい</u>たします。

会則新旧対照表

現行会則 改正案 第12条(役員) 第12条(役員) (1994年6月、2007年6月、の総会にて (1994年6月、2007年6月、の総会にて 一部改訂) 一部改訂) 本会は、次の役員を置く。 本会は、次の役員を置く。 (一)理事長1名 (一)理事長1名 二理事 15 名以内 二理事 20 名以内 三監事2名 三監事2名 第13条(役員の選出) 第13条(役員の選出) (1999年6月、2001年6月、2014年6月 (1999年6月、2001年6月、2014年6月 の総会にて一部改訂) の総会にて一部改訂) 1. 理事長は、理事の中から理事会にお 1. 理事長は、別に定める理事長・理事 いて選出する。 選出規則にしたがって、会員の投票 2. 理事は、正会員の中から別掲の理事 で選出された次期理事の互選で選出 選挙規則にしたがって選出する。選挙 する。 権は正会員とシニア会員とがこれを 2. 理事のうち15名は、理事長・理事

有する。ただし休会中の正会員は選挙 権および披選挙権を行使できない。

3. 監事は、前年度<u></u>月末までに会費を 完納した正会員の中から総会におい て選出する。

第14条(役員の任期)

(1994年6月の総会にて一部改訂)

役員の任期は2年とし、連続2期を限度とする。連続2期理事を経験した<u>も</u>のは、次の2期被選挙権を失う。

第15条(役員の職務)

(2007年6月の総会にて一部改訂)

- 1. 理事長は、本会を代表し、会務を総轄する。
- 2. 理事は、理事会を構成し、本会の運営に関する事項を審議し、会計、庶務、会員、編集、総会、研究集会、国際研究交流などの会務を執行する。
- 3. 理事長に故障がある場合、役員歴の 最も長く、次いで年齢の高い理事が理 事長の職務を代行する。
- 4. 理事会は、委員会および部会を設置する。
- 5. 監事は、本会の会計を監査する。

第16条(役員の交代等)

(2000年6月の総会にて一部改訂)

1. 役員の交代は、改選後最初の総会の終了時とする。

選出規則にしたがって、正会員の中から会員の投票により選出する。選挙権は正会員とシニア会員とがこれを有する。ただし休会中の正会員は選挙権および披選挙権を行使できない。その他の理事は、理事長・理事選出規則にしたがって次期理事長・理事選考委員会が選出する。

- 3. 監事は、前年度<u>1</u>月末までに会費を 完納した正会員の中から総会におい て選出する。
- 4. 理事長・理事の就任に当たっては、総会の承認を必要とする。

第14条(役員の任期)

(1994年6月の総会にて一部改訂)

役員の任期は2年とし、連続2期を限度とする。連続2期理事を経験した者は、次の2期<u>理事に就任することができない。</u>

第15条(変更なし)

第16条(役員の交代等)

(2000年6月の総会にて一部改訂)

1. 役員の交代は、改選後最初の総会の終了時とする。

2. 任期途中の役員に欠員が生じた場合、補充の必要性は理事会が審議し、 理事選挙規則にしたがって補充する。 補充された役員の任期は、前任者の残 任期間とする。

第17条(顧問)

(2007年6月の総会にて一部改訂) 削除

第18条(役員の招集等)

- 1. 理事会は年2回以上、総会は年1回 以上、理事長がこれを招集する。
- 2. 理事の3分の1以上から、議題を示して請求のあった場合、理事長は、20 日以内に臨時の理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会の議長は理事長とする。

第19条 (総会の招集)

- 1. 通常総会は、年1回、理事長がこれ を招集する。
- 2. 次の場合、理事長は、臨時総会を招集する。
 - (一)理事長が必要と認めた場合。
 - (二)正会員の5分の1以上から議題を示して請求があった場合。

- 2. 任期途中の理事に欠員が生じた場合、理事会が補充の必要性を審議し、 必要と認めた場合は理事長・理事選出 規則にしたがってこれを補充する。
- 3. 任期途中の監事に欠員が生じた場合、総会においてこれを補充する。ただし、欠員が生じた時点から次の総会までに会計監査の必要がある場合には、理事会が補充の監事を任命することができる。
- 4. 補充された役員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 5. 選挙管理委員会および理事会によっ て補充された役員は、総会の承認を経 ずしてその職務に就くことができる。 ただし、任期終了までに総会が開催さ れる場合には、残存する任期について 総会の承認を得なければならない。

第17条 (変更なし)

第18条 (変更なし)

第19条(総会の招集)

- 1. 通常総会は、年1回、理事長がこれ を招集する。
- 2. 次の場合、理事長は、臨時総会を招集する。
 - (一)理事長が必要と認めた場合。
- □<u>正会員およびシニア会員の5分</u> の1以上から議題を示して請求が

3. 総会の議長は会員の互選による。

第20条(総会の議決事項)

次の事項は、総会に提出して、その承 認を得なければならない。

- (一)事業計画および収支予算。
- (二)事業報告および収支決算。
- (三)監事の監査。

四その他、理事会が必要と認めた事項。 第21条(定足数)

- 1. 理事会は、理事の2分の1以上、および総会は正会員の5分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。但し総会においては、あらかじめ提出された委任状をもって、出席者数に加算できる。
- 2. すべての会議の決議は、会則第26 条に定めるほかは、<u>出席者の過半数</u>を もって成立する。可否同数の時は、議 長がこれを決める。なお、重要事項に ついては無記名投票とする。

第22条 (議事録)

すべての会議は、議事録を作成し、理事 長がこれを保管する。総会および理事 会の議事の要領および決議事項は、会 員に通知する。 あった場合。

3. 総会の議長は会員の互選による。

第19条の2(総会の議決権)

総会の議決権は、正会員とシニア会員 とがこれを有する。ただし休会中の正 会員はこの限りではない。

第20条(変更なし)

第 21 条 (定足数)

- 1. 理事会は理事の2分の1以上、総会は正会員およびシニア会員の5分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。但し総会においては、あらかじめ提出された委任状をもって、出席者数に加算できる。
- 2. すべての会議の決議は、会則第26 条に定めるほかは、議決権を有する出 席者の過半数をもって成立する。可否 同数の時は、議長がこれを決める。な お、重要事項については無記名投票と する。

第22条(変更なし)

理事選挙規則(新名称:理事長・理事選出規則)新旧対照表

現行規則

改正案

第1条(目的)

本規則は、日本ラテンアメリカ学会会 則第13条に基づき、<u>理事の選挙</u>につい て規定するものである。

第2条(選挙管理委員会)

(2001年6月の総会にて一部改訂)

- 1. 選挙管理委員会は、選挙事務を 管理・運営し、新理事当選者を確 定する。総会は、選挙管理委員会 の提案を受けて、審議の上、新理 事を決定する。
- 2. 委員会は、理事長から委嘱される正会員5名以上、7名以下をもって構成する。
- 第3条(選挙権および被選挙権)(1999年 6月、2007年6月、2014年6月の総会 にて一部改訂)
 - 1. 選挙権は正会員とシニア会員と がこれを有する。ただし休会中 の正会員はこの限りではない。
 - 2. 被選挙権は正会員がこれを有す る。ただし休会中の正会員はこ の限りではない。

第4条(選挙の方法)

(1994年6月、1997年6月、1999年6月、2001年6月の総会にて一部改訂)

- 1. 選挙は郵便投票をもって行う。
- 2. 投票は、無記名投票とし、所定の 投票用紙を用いる。
- 3. 投票は6名連記とする。

第1条(目的)

本規則は、日本ラテンアメリカ学会会 則第13条に基づき、理事長および理事 の選出について規定するものである。

第1条の2 (理事の選出方法)

理事のうち15名は理事選挙により、そ の他の理事は次期理事長・理事選考委 員会により選出する。

第2条(選挙管理委員会)

(2001年6月の総会にて一部改訂)

- 1. 選挙管理委員会は、<u>理事選挙の</u> <u>事務を</u>管理・運営し、<u>当選者を</u>確 定する。(一部削除)
- 2. 委員会は、理事長から委嘱され る正会員5名以上、7名以下を もって構成する。
- 第3条(選挙権および被選挙権)(1999 年6月、2007年6月、2014年6月の 総会にて一部改訂)
 - 1. 選挙権は正会員とシニア会員とが これを有する。ただし休会中の正会 員はこの限りではない。
 - 2. 被選挙権は正会員がこれを有す る。ただし休会中の正会員はこの限 りではない。

第4条(選挙の方法)

(1994年6月、1997年6月、1999年6月、2001年6月の総会にて一 部改訂)

- 1. 選挙は郵便投票をもって行う。
- 2. 投票は、無記名投票とし、所定の投票用紙を用いる。
- 3. 投票は6名連記とする。

- 4. 次の各号の場合、投票は無効とする。
 - (一) 投票用紙に署名もしくは捺印 するなど選挙の秘密を妨げる 記載を行った場合。
 - (二) 定数を超えて連記した場合。 その他の投票の効力については、 選挙管理委員会の決定による。
- 5. 得票に基づいて 12名の理事と次点上位者を選出する。上位 12名の中に、東日本 (新潟、群馬、山梨、神奈川以東)、中部日本 (長野、静岡、富山、石川、岐阜、愛知、三重)、西日本 (福井、滋賀、奈良、和歌山以西)の各地域のブロック会員が、少なくとも1名以上含まれていない場合には、12名に加えて、そのブロックの最高得票者を当選者とする。得票数が同じであるときには、入会日付、ついで年齢によって順位を決める。
- 6. 理事に欠員が生じ、補充の必要が ある場合は、前項の地域ブロック別 配分を考慮して、次点候補者を繰り 上げる。

- 4. 次の各号の場合、投票は無効とする。
 - (一) 投票用紙に署名もしくは捺印 するなど選挙の秘密を妨げる 記載を行った場合。
 - (二) 定数を超えて連記した場合。 その他の投票の効力については、 選挙管理委員会の決定による。
- 5. 得票に基づいて 15名の理事と次 点上位者を選出する。得票数が同じ であるときには、入会日付、ついで 年齢によって順位を決める。

- 6. (削除)
- 7. 選挙管理委員長は、第5項に基づいいて確定した当選者に対して、すみやかに理事就任の可否を確認する。理事就任を辞退する当選者がいる場合には、第5項の手続きに従って次点候補者を当選者に繰り上げ、理事就任の可否を確認する。
- 第4条の2 (次期理事長・理事選考委員会)
 - 1. 理事選挙の当選者は、次期理事長・理事選考委員会を構成する。
 - 2. 理事長は理事選挙の当選者確定 後、すみやかに次期理事長・理事 選考委員会を招集しなければなら

ない。

- 3. 理事長は、次期理事長・理事選考 委員会の議長を務める。議長は議決 に参加することができない。ただし 理事長が理事選挙の当選者である 場合にはこの限りではない。
- 4. 次期理事長・理事選考委員会は、互 選によって次期理事長を選出する。
- 5. 次期理事長・理事選考委員会は、 正会員の中から5名以内の理事を 選出する。その際、専攻、年齢、勤 務地などが会員の分布を反映する ように留意しなければならない。ま た、理事選挙による当選者の中に東 日本(新潟、群馬、山梨、神奈川以 東)、中部日本(長野、静岡、富山、 石川、岐阜、愛知、三重)、西日本 (福井、滋賀、奈良、和歌山以西) の各地域のブロック会員が少なく とも1名含まれていない場合には、 理事選挙の結果を参考にしつつ、次 期理事長・理事選考委員会で選出す る理事にそのブロックの会員を必 ず含めるものとする。次期理事長・ 理事選考委員会は、同委員会によっ て理事に選出された会員が理事就 任を辞退する場合に備えて、あらか じめ代替理事候補を、順位を付け て定めるものとする。次期理事長・ 理事選考委員会による選出理事に 対する理事就任可否の確認と選出 理事への繰り上げは、現理事長がこ れを行う。

第4条の3 (理事の補充)

1. 理事選挙で選出された理事に欠員 が生じ、理事会が補充の必要を認め た場合は、選挙管理委員会が次点候 補者を繰り上げて当選させるもの

第5条(施行規則)

(2001年6月の総会にて一部改訂) 理事の選挙に関しての細則は、理 事選挙管理委員会が定める。

第6条 (規則の変更)

(2001年6月の総会にて一部改訂) 本規則は、理事会および総会において、それぞれの出席者の過半数の賛成の議決によらなければ、変更することはできない。

とする。

2. 次期理事長・理事選考委員委員会 で選出された理事に欠員が生じ、理 事会が補充の必要を認めた場合は、 理事会が正会員の中から補充の理 事を選出する。

第5条(施行規則)

(2001年6月の総会にて一部改訂) 理事の選挙に関しての細則は、理 事選挙管理委員会が定める。

第6条 (規則の変更)

(2001年6月の総会にて一部改訂) 本規則は、理事会および総会において、それぞれの出席者の過半数 の賛成の議決によらなければ、変 更することはできない。

3. 第36回定期大会の開催案内

第36 同定期大会は、2015年5月30 日(土)・31日(日)、専修大学生田キャ ンパス(神奈川県川崎市)で開催されま す。個人報告29件及びパネル5件の申し 込みをいただきありがとうございます。実 行委員会では、メキシコ国立自治大学の フェデリコ・ナバレテ・リナレス氏によ る記念講演 "La historia de los pueblos indígenas de América en el marco de la historia global"、ラテンアメリカにおける 格差と社会包摂に焦点を当てたシンポジウ ム "Desarrollo inclusivo en Centro América y la República Dominicana"を開催します。 シンポジウムには国際協力機構 (JICA)、米 州開発銀行、中米統合機構(SICA)、パラグ アイ開発研究所などから多彩なスピーカー が参加する予定です。

会員多数のご参加をお待ちしております。

狐崎知己 (第36回定期大会実行委員長)

4. 研究部会報告

1. 東日本部会

東日本研究部会では、12月20日(土)に研究会の開催を予定しておりましたが、報告申し込みが1件もなく、理事長ともご相談の上、やむなく休会と致しました。今後の開催と報告申し込みにつきましては、学会ウェブサイトでお知らせするとともに、メール配信の学会ニュースで発信いたします。ふるってご応募いただければ幸いです。

2. 中部日本部会

2014年12月13日(土)14時~17時半まで、名古屋大学国際開発研究科棟にて、中部日本研究部会を開催した。参加者は7名と少なかったが、サロン的な雰囲気の中で

専門領域にとらわれず自由活発な質疑がなされた。最初の千葉報告は、植民地期初期のメキシコ中央高原における黒曜石の呪医的利用、すなわち宗教的意味合いを伴う医療行為としての黒曜石の利用法について報告したものである。考古学、歴史学、宗教学、医療人類学など様々な分野の研究連携が必要という認識が共有された。つづく河邉報告は、ペルー北部の港町パイタにおける近年の「宗教ツーリズム」の進展に注目したフィールドワーク調査報告である。参加者からはカトリック修道会の歴史動態の整理、行政による巡礼対象をめぐる言説戦略の実態把握、社会経済的視座からの分析の必要性などが指摘された。

各発表者による要旨は以下の通りである。 (小池康弘)

(1)「黒曜石の呪医的利用―色に象徴化された治癒力―|

千葉裕太 (愛知県立大学大学院

国際文化研究科博士後期課程)

黒曜石は病気や怪我など身体の異常を正 常に戻すための道具や薬として、あるいは 神罰や呪い、危険や災いから身を守るため の護符として、外科的・内科的・呪医的に 利用されていた。先行研究では病のナチュ ラリスティクな因果的概念として熱冷二元 論が多く取り上げられてきたが、本発表で はパーソナリスティクな病因に焦点を当て た。黒曜石の治癒性は宗教観に基づく色の 象徴性が基盤にあったと考えられる。病を 与え癒す神であったテスカトリポカや、シ ペ・トテックの治癒的特性が、各種の石の 色に象徴化され、「薬」として呪医的に利用 されてきた。中でも黒曜石は、利器の石材 という世俗性と、宗教儀礼における舞台装 置に利用される神聖性の両性質を併せ持つ 物質として特に重要視され、病の予防・治 癒効果をもたらす広義の「薬」として利用

されていたと結論付けた。

(2)「ペルー北部パイタにおける観光開発と 地域社会の対応に関する現状報告 一「慈悲の聖母」の祭礼組織と巡礼を めぐって一」

河邉真次(南山大学他非常勤講師) ペルー北部の港町パイタには、多くのカ トリック巡礼者が訪れる「慈悲の聖母」像 が鎮座する。この聖母像への熱狂的な崇敬 は、その祝祭が一ヶ月以上に及ぶことから も窺われ、巡礼者をはじめ多くの訪問者を 受け入れる信徒団体 (Hermandad) ならび に行政当局もその準備に余念がない。パイ タは植民地期以来の海上交易の拠点として、 また、風光明美な避寒地として多くの観光 客を惹きつけるが、2006年の市観光課設立 以降、周辺市町村を巻き込んだ観光開発が 加速しており、「慈悲の聖母」の祝祭もまた 宗教ツーリズムの目玉として、観光資源の 中心に据えられている。本報告では、長期 間にわたる「慈悲の聖母」の祝祭において 中心的役割を担う信徒団体の歴史と現状を 整理するとともに、パイタを訪れる巡礼者 の活動、観光開発を推進する市観光課の戦 略と活動、および現状の問題点等を提示し た。最後に、今後の研究課題として、観光 資源としての「慈悲の聖母」の社会的意味 の解明、ゲスト(巡礼者や観光客)とホス ト社会住民各々の意識調査の必要性等を列 挙した。

3. 西日本部会

2014年12月20日(土)13:30から 18:00近くまで、:同志社大学烏丸キャンパスにて、西日本部会研究会を開催した。 今回の研究会は、同志社大学人文科学研究所研究会「ラテンアメリカにおける国際労働移動の比較研究」と合同で、パネル形式にて実施した。参加者は、発表者をふくめ16名で、予定時間を大幅にこえて、意見交換と研究交流が続いた。最初の

浅倉報告は、メキシコ北部モンテレイの メトロポリタン地区で、家事労働市場に 参入してきた中米移民女性の事例を紹介 し、中米移民家族労働者のおかれた状況 や、同邦者や使用人などとの関係につい て分析した。つづくトレス報告は、ジェン ダーをめぐる暴力の問題の複雑性を提示 したうえで、しばしば非正規に越境せざ るをえない国際労働移民、とくに女性の 場合は、そうした暴力の問題が、移民の全 過程において顕著に現れるケースである ことを示した。最後の松久報告は、現代 のニカラグアにおけるフェミニズム運動 が、かつてのような一体的な運動主体で はなくなり、国外からの支援をうける多 様な NGO となっている現象を紹介し、海 外で働くニカラグアの移民女性たちへの 支援を主体たる活動とするNGOの例を取 りあげた。コメンテーターをつとめた北 條ゆかり会員(摂南大学)やフロアーから は、取り上げられた事例のより詳細な位 置づけや事例のもつ普遍性の程度、ジェ ンダーイシューと文化現象との関係など に話題がおよび、活発な議論が展開した。 国際労働移動をジェンダーの視点から捉 えなおして分析する重要性が確認された。 以下は各発表者による要旨である。

(村上勇介)

(1)「再生産空間における相互行為のダイナミズム―メキシコ、モンテレイメトロポリタン地区に住む中米出身家事労働者の事例から」

浅倉寛子

(メキシコ社会人類学高等学術研究所 北東支部)

本発表では、メキシコ、モンテレイメトロポリタン地区の中米移民の事例をもとに、 労働と親密の場が重なり合う家庭という再 生産空間における、移住家事労働者と彼女 らを取り巻く人々との相互行為と関係性を 考察した。

(2) "Violencia de género y migración : historia interminable"

Marta Torres Falcón (Universidad Autónoma Metropolitana-Unidad Azcapotzalco)

La violencia de género es un fenómeno complejo que en las últimas décadas ha sido estudiado desde diversas disciplinas, con énfasis en los daños producidos y la protección a las víctimas. Paralelamente, los estudios sobre migración revelan que las mujeres son casi la mitad y que cruzan las fronteras por razones económicas, políticas y, de manera destacada, por la violencia. Es factor de expulsión (sea doméstica, comunitaria o social) está presente a lo largo del trayecto y persiste en el lugar de destino. Una forma extrema de violencia, claramente vinculada con la migración, es la trata de personas.

(3)「ニカラグアのフェミニズム運動と女性 労働者への支援活動 |

松久玲子(同志社大学)

2000 年代のニカラグアにおける多様なフェミニズム運動の NGO 化の傾向とその問題点を、NGO 活動の一部である国際分業に組み込まれたコスタリカへの移民女性労働者の支援活動を事例として紹介した。

5. 研究部会開催案内

下記のように各研究部会の研究会が開催 されます。皆様、ふるってご参加ください。 なお、東日本部会については、春の研究会 案内も掲載します。

1. 東日本部会

開催日時:2015年3月28日(土)13:30 ~17:00(予定)

開催場所:上智大学四谷キャンパス2号館

10 階ポルトガル語学科共用室

報告:

- (1) 吉田栄人(東北大学)「植民地期におけるマヤ語の成形~歴史史料としてのマヤ語辞書から見えるもの」
- (2) 相田豊 (東京大学大学院総合文化研究 科修士課程)「集団は信仰を生まない― タウシグによるアンデス先住民論の問 題点とその解決試案」
- (3) 工藤瞳(帝京大学外国語学部・日本学 術振興会特別研究員)「ペルーにおける 共同体教育政策の特徴と課題 —2014 年第2回共同体教育全国会議の内容を 中心に—|
- (4) 波塚奈穂(東京外国語大学大学院博士 前期課程)「パナマの大規模開発プロ ジェクトに対するノベ・ブグレ族の抵 抗運動」

討論者は記事作成時点(3月2日)時点で 交渉中。

担当理事:谷 洋之

tani-hi@hoffman.cc.sophia.ac.jp

2. 中部日本部会

開催日時:4月5日(日)14:00~17:00 開催場所:愛知県立大学 名駅サテライト キャンパス

> 名古屋市中村区名駅 44-38 WINC (ウィンク) あいち 15 階 JR 名古屋駅 桜通口よりより 徒歩 5 分。ミッドランド・ビ ルの裏

http://www.winc-aichi.jp/access/

報告:

- (1) 杉山知子 (愛知学院大学)「チリにおける政治と社会の変化:第1期バチェレ政権を中心として|
- (2) 交渉中(3月3日現在) * 討論者:浅香幸枝(南山大学)

*正式なプログラムは決定し次第、メールによる学会ニュースを通じてお知らせいた

します。

担当理事:小池康弘

koike-ys@for.aichi-pu.ac.jp

3. 西日本部会

開催日時:4月18日(土) 13:30~

(13:00 に開場)

開催場所:京都大学稲盛財団記念館(予定) *具体的なプログラムと開催場所については、決定次第、学会のウェブサイトとメールによる学会ニュースを通じてお知らせいたします。

> 担当理事:村上勇介 ymurakam@cias.kyoto-u.ac.jp

6. 寄稿:「第 12 回中米歴史会議参加報告」

藤井礼奈 (上智大学大学院博士後期課程)

2014年7月14日(月)から18日(金) にかけて、エルサルバドルの首都サンサ ルバドルにて第12回中米歴史会議(XII Congreso Centroamericano de Historia) が開催され、オブザーバーとして参加し た。本会議は「Centroamericanistas のため の学術的空間と相互交流の場 | を提供する ことを目的とし、1992年に中米地域の歴史 研究を専門とする研究者らを中心に組織 された。ホンジュラスの首都テグシガルパ での初開催以降、グアテマラ、エルサルバ ドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタ リカ、パナマ、及びメキシコのチアパスを 含む国々と地域を隔年で巡回している。今 回は国立エルサルバドル大学が会場校と なり、同大学の学生を中心する約50名の スタッフが献身的に大会運営をサポート した。

報告者、聴講者などの参加者数は約400 名にのぼり、中米諸国の研究者に次いで メキシコからの参加者が最も多く、米国、 欧州の研究者の姿も見られた。日本からの出席は報告者1名のみであった。数千人規模で参加者が訪れる他専門領域・他地域の国際学術会議の域には遠く及ばないが、中米地域を専門とする歴史学者らが一堂に会するものとしては、最大規模の集まりであると思われる。米国からの研究者の参加は逓減傾向にあるそうだが、開催当初と比べて全体の発表者数は増加しているという。

本年度は、(1) 記憶・歴史・文学(2) アーカイブズ (3) 生産・消費 (4) 教育 (5) 植民地史(6)社会・文化(7)ジェンダー と歴史(8)社会政策・環境政策史(9)経 済史(10)宗教と国家(11)エスニシティ (12) 19世紀・20世紀の社会運動(13) 19 世紀政治史・国際関係(14)20世紀政治 史・国際関係(15) 軍事史(16) 芸術・文 化遺産・文化史の16テーマに分かれてセッ ションが組まれ、朝8時から活発な議論が 開始された。期間中はほぼ毎日、全セッ ション終了後、チアパスのサン・クリスト バル・デ・ラス・カサスで開催された前回 大会を振り返る企画や、各種講演会などの イベントが講堂で催され、多くの参加者が 聴き入った。

開会式では、エルサルバドル国歌斉唱に続きエルサルバドルの伝統舞踊が披露された後、コスタリカ大学のビクトル・ウゴ・アクニャ教授による「19世紀から21世紀の世界における中米、中米における世界」と題した開会講演が開かれ、閉会式では、メトロポリタン自治大学(メキシコ)のブライアン・コノートン教授が、19世紀のメキシコ及び中米の歴史研究の全体像を概観する講演を行った。このほか、会期中は著者本人とコメンテーターによる新刊本紹介と討論のためのセッション、中米の歴史や政治経済に関する書籍を扱うブックフェアなど、多彩なプログラムが随

所に織り込まれていた。また、日に二度提供される軽食の時間帯には、中米の郷土食「タマル」などが振る舞われ、終始和やかな雰囲気で各国の研究者との有益な対話の場が生まれた。

次回の第13回中米歴史会議は、2016年 にパナマで開催されることが決定した。なお、2014年大会のプログラムは、下記の本 大会ウェブサイト上でも閲覧できる。

http://www.congresohistoria.humanidades.ues.edu.sv/

7. 学術・国際交流

2014年11月29日(土)午後2時~5時、上智大学にて、JCASA(地域研究学会連絡協議会)の年次総会が開催された。本学会からはJCASA事務局長も兼ねる学術・交流担当理事の幡谷が出席した。他地域の地域研究学会の動向や学会運営上抱える問題などについて意見交換を行った。学会誌への投稿件数と質の確保や、理事会運営の世代交代の難しさなどは、いずこの地域研究学会でも課題であることを痛感した。

(幡谷則子)

8.FIEALC 釜山大会について

FIEALC(Federación Internacional de Estudios sobre América Latina y el Caribe: ラテンアメリカ・カリブ海研究国際連盟)の2015年大会は8月25日~28日、韓国・釜山のBEXCO(国際展示・コンベンションセンター)で開催される。中心テーマは「ラテンアメリカ、アジアおよび世界―グローバリゼーションの新しいマトリックス」である。現在新規パネルや個別報告を募集受付中で、報告希望者は5月31日までに大会組織委員会(釜山外国語大

学)までプロポーザルを送ること。8月という移動しやすい時期でもあり、是非会員の積極的な参加を募りたい。プログラムの詳細については以下の大会ウェブサイトを参照されたい。

http://www.fiealc2015.com/

9. 次回年報(第36号)への投稿締切期日について

次回の年報第36号の投稿締切は9月24日(木)になります(従来より数日早まりますので、ご注意下さい)。会員の方々には、ぜひとも奮ってご投稿くださるようお願いします。

年報第36号編集委員会 (編集責任者: 林みどり)

10. 学会ニュース配信登録のお願い

日本ラテンアメリカ学会では、本学会の活動に関わる情報や他団体のラテンアメリカに関する講演会開催情報などを、「学会ニュース」としてEメールで配信しています。学会ニュースは、入会申込書で学会ニュースにメールアドレスを登録した会員、および学会事務局に学会ニュース配信を申し込んだ会員に配信されます。学会ニュース配信の申し込みは随時受け付けています。

学会ニュースでは、印刷物の会報よりもタイムリーに本学会の情報をお届けしますが、それだけでなく、会報に載らない重要な情報が配信されることもあります。2015年度の定期大会の発表申し込みを去る1月5日に締め切りましたが、応募数は大会を成立させるには足りていたものの、まだ会場に空きがある状態でした。そこで若干の発表を追加募集することにしましたが、その際、学会ニュースと学会のウェ

ブサイトで追加募集を告知するにとどめ、ハガキは使用しませんでした。今回は大会 実行委員会の好意で追加的なサービスと して追加募集を行ったこと、また、ハガキ を印刷・送付しても締切までに10日ほど しか取れず、ハガキを送付する金銭および 労力のコストに比べて実質的な利益が少 ないことが、ハガキを使用しなかった理由 です。

今後も、会報では間に合わない場合、本学会の活動に関する情報を学会ニュースと学会ウェブサイトだけで告知することがあり得ます。学会ニュースに未登録の方は、これを機会にぜひご登録ください。配信を希望するメールアドレスを学会事務局に届け出るだけで結構です。

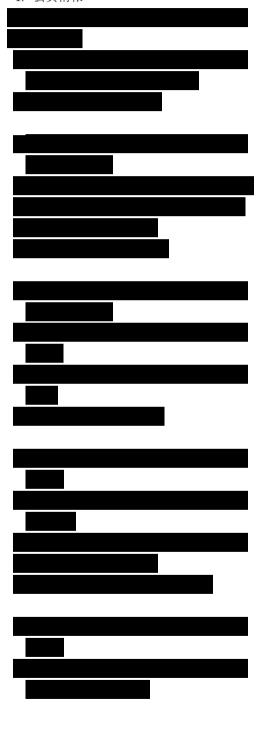
11. 事務局から

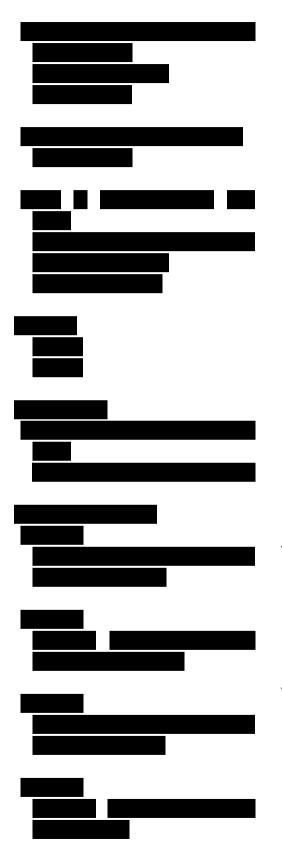
昨年より始まりました、事務局業務の外部委託の準備が順調に進んでおります。先回の会報でお伝えしました通り、主たる委託業務は会員名簿の管理で、情報を最新にした状態で名簿の管理を業者に引き渡すことが望まれます。つきましては、過去の会報でも呼びかけております通り、以下の2点を改めてご確認下さいますよう、お願い申し上げます。

- 1. 所属や住所など、会員登録にまつわる情報に変更が生じた場合は、速やかに事務局にご連絡下さい。会費の払込票に新住所を初めて記載される場合には、念のため「通信欄」にその旨お書き添え下さい。なお、その際、個人情報保護の観点から、会報掲載への可否を必ず明記して下さい。
- 2. 事務局への届出がないまま、会費を 2 年以上納められていない会員に対して は、会員継続の意思確認と支払いの督 促を行っております。ご返信がない場

合、会則第11条の規定に従って除名処分としております。会費の払い忘れがないように早めにお納めください。

1. 会員情報





編集後記

前号の編集を担当された宇佐見耕一理事に続いて、今号は安原が初めての編集担当となりました。学生の引率で、これまた初めてのスペイン滞在中に編集を仕上げることとなり、理事会の皆様はじめ各方面に相当の御迷惑・御心配をおかけしたことと思います。

(安原 毅)

会費納入のお願い

学会会費を未納の方は、下記の郵便 振替口座にご送金願います。会則により、会費を連続して2年間、無届で滞納 した場合は除名となることがあります。

口座記号番号:00140 - 7 - 482043 加入者名:日本ラテンアメリカ学会

No.116 2015 年 3 月 31 日発行

学会事務局

〒183-8534 東京都府中市朝日町3-11-1 東京外国語大学宮地隆廣研究室気付 TEL 042-330-5248 FAX 042-330-5448

ajel.jalas@gmail.com